

桐生市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

(平成 21 年 6 月 3 日 桐生市規則第 33 号)

改正 平成 27 年 3 月 26 日規則第 21 号 令和 3 年 3 月 15 日規則第 21 号
令和 4 年 2 月 18 日規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成 20 年法律第 8 7 号。以下「法」という。)の施行に関し、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令(平成 21 年政令第 24 号)及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成 21 年国土交通省令第 3 号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(法第 6 条第 1 項第 3 号の認定基準)

第 2 条 法第 6 条第 1 項第 3 号に掲げる基準の認定は、次に掲げる区域内に申請建築物の建築予定地が在する場合は、長期優良住宅建築等計画の認定をしないものとする。ただし、申請建築物が、市街地開発事業(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業をいう。以下同じ。)の施行区域内の施設建築物(都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号)第 2 条第 6 号に規定する施設建築物をいう。)である住宅等、長期にわたる立地が想定されることが許可等により判明しているときは、この限りでない。

(1) 都市計画法第 4 条第 6 項に規定する都市計画施設の区域

(2) 市街地開発事業の区域

(法第 6 条第 1 項第 4 号の認定基準)

第 2 条の 2 法第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる基準は、申請建築物が次に掲げる区域に建築されるものでないこととする。ただし、宅地の安全化を図る開発行為等により、これらの区域の指定が解除されることが決定している場合又は短期間のうちにこれらの区域の指定が解除されることが確実と見込まれる場合その他市長が申請建築物について長期にわたり良好な状態で使用するために必要な措置が講じられていると認める場合にあつては、この限りでない。

(1) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 39 条第 1 項に規定する災害危険区域

(2) 地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域

(3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域

(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域

(5) その他市長が必要と認める区域

(所管行政庁が必要と認める図書)

第3条 省令第2条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「品確法」という。)第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関(以下「登録住宅型式性能認定等機関」という。)が行う品確法第31条第1項に規定する住宅型式性能認定(登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下同じ。)を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあつては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号。以下「品確法施行規則」という。)第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書(登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。以下同じ。)の写し
 - (2) 住宅である認証型式住宅部分等(品確法第40条第1項に規定する認証型式住宅部分等をいう。以下同じ。)又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあつては、品確法施行規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写し
 - (3) 長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査に当たり、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件(平成21年国土交通省告示第209号)第3に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあつては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書(品確法第59条第1項に規定する登録試験機関(以下「登録試験機関」という。)が行う品確法第58条第1項に規定する特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定(登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。)を受けたときは、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書)
 - (4) 法第6条第1項第3号に掲げる基準に適合することを証する図書
 - (5) 法第6条第1項第4号に掲げる基準に適合することを証する図書
- (所管行政庁が不要と認める図書)

第4条 省令第2条第3項に規定する所管行政庁が不要と認める図書は、次に掲げる事項を明示することを要しないものとすることにより、図書に明示すべき事項の全てについて明示することを要しないこととなる図書とする。

- (1) 前条第1号の住宅型式性能認定書の写しを添えたものにあつては、長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、当該住宅型式性能認定書において、住宅性能評価(品確法第5条第1項に規定する住宅性

能評価をいう。次号において同じ。)(登録住宅型式性能認定等機関が交付した住宅型式性能認定書と同等の確認書においては、長期優良住宅建築等計画の認定)の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

- (2) 前条第 2 号の型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えたものにあつては、長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る図書に明示すべき事項のうち、当該型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

(申請書等の提出部数)

第 5 条 市長に提出する省令第 2 条第 1 項に規定する申請書の正本及び副本の部数は、正本 1 部、副本 2 部とし、それぞれに添付図書(同項に規定する添付図書をいう。以下同じ。)を添えるものとする。ただし、品確法第 6 条の 2 第 5 項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し(以下「確認書等」という。)を添えた場合にあつては、正本 1 部、副本 1 部とし、それぞれに添付図書を添えるものとする。

- 2 市長に提出する省令第 8 条に規定する申請書の正本及び副本の部数は、正本 1 部、副本 2 部とし、それぞれに添付図書のうち変更に係るものを添えるものとする。ただし、法第 6 条第 1 項第 1 号の基準に係る部分以外の変更の場合又は変更に係る確認書等を添えた場合にあつては、正本 1 部、副本 1 部とし、それぞれに添付図書のうち当該変更に係るものを添えるものとする。

(認定しない旨の通知)

第 6 条 市長は、法第 5 条第 1 項から第 5 項までの規定により申請された長期優良住宅建築等計画が法第 6 条第 1 項第 1 号から第 7 号までに掲げる基準に適合しないと認めるとき又は法第 6 条第 6 項に規定する通知書の交付を受けたときは、認定しない旨の通知書(様式第 1 号)により申請者に通知するものとする。法第 8 条第 1 項の変更の認定についても、同様とする。

(工事完了報告書)

第 7 条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅の建築が完了したときは、速やかに、工事完了報告書(様式第 2 号)に建築士(建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 2 条第 1 項に規定する建築士をいう。)が作成した工事監理報告書(建築士法施行規則(昭和 25 年建設省令第 38 号)第 17 条の 15 に規定する工事監理報告書をいう。)を添えて、市長に報告しなければならない。

(取下げ届)

第 8 条 申請者は、省令第 2 条第 1 項又は第 8 条の申請書を提出した後、計画の認定を受けるまでの間に、当該長期優良住宅建築等計画の実施を取りやめたときは、速やかに、取下げ届(様式第 3 号)2 部を市長に提出しなければならない。

(取りやめ届)

第9条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅の建築又は維持保全を取りやめたときは、速やかに、取りやめ届(様式第4号)に省令第6条に規定する通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

(認定の取消し)

第10条 市長は、法第14条第1項の規定により計画の認定を取り消したときは、認定計画実施者に対し認定取消通知書(様式第5号)を交付するものとする。

(許可申請に係る図書)

第11条 省令第18条第1項に規定する特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次のとおりとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 2面以上の立面図
- (5) 断面図
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(手数料)

第12条 認定の申請をしようとする者は、桐生市手数料条例(平成12年桐生市条例第2号)第2条に定める手数料を納付しなければならない。

(手数料の一部の納付を要しないこととなる図書)

第13条 桐生市手数料条例別表第3備考3第1号に規定する当該申請住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることを証する図書として市長が認めるものは、確認書等とする。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年6月4日から施行する。

附 則(平成27年3月26日規則第21号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月15日規則第21号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年2月18日規則第1号)

この規則は、令和4年2月20日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

認定しない旨の通知書
[別紙参照]

様式第 2 号(第 7 条関係)

工事完了報告書
[別紙参照]

様式第 3 号(第 8 条関係)

取下げ届
[別紙参照]

様式第 4 号(第 9 条関係)

取りやめ届
[別紙参照]

様式第 5 号(第 10 条関係)

認定取消通知書
[別紙参照]